

# 韓国家族法の改正と未来

## -日本の家族法との比較-

日時  
会場

2018年**9月30日** (日)14:00~16:00

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ5F  
小セミナールーム

韓国の家族法は、儒教の影響等により、家父長的性格が強く、個人の尊厳、両性の平等、子どもの利益の観点から問題が多いとされ、改善の必要性が指摘されてきました。近年、韓国では、急速に法改正が進み、これらの問題の多くが解決されてきました。

このような韓国の家族法改正の背景と目指すべき方向性を、日本の家族法と比較することで、日韓双方の家族法の課題を明らかにします。

講師： 車 善子 Dr. Seon-Ja Cha  
(韓国・全南大学校法律専門大学院 教授)

通訳： 柳 永珍 Dr. Youngjin Ryu  
(北九州市立大学 地域戦略研究所 特任講師)

コメンテーター：  
小川 富之 (福岡大学法科大学院 教授)

参加無料

韓国憲法裁判所



韓国初の女性弁護士 イ・テヨン氏  
1956年 女性法律相談所を創設

## 車 善子 (チャ・セオンジャ)



福岡大学大学院・外国人研究員(韓国・全南大学校法律専門大学院 教授)  
韓国大統領女性政策諮問委員、女性家族部(日本での「省」に相当)政策諮問委員等を歴任後、現在は国会立法支援諮問委員(日本での「法制審議会委員」に相当)を務める。  
ジェンダー法学会会長等を歴任しているほか、現在、家族法学会、社会福祉法政学会の理事・学会紀要編集長を務めている。

## 柳 永珍 (リュ・ヨンジン)



北九州市立大学地域戦略研究所・特任講師  
社会学修士、経済学博士。文化、人口移動及び地域政策などが主な研究分野で、日韓の比較研究や学際間研究に興味を持っている。現在、学際的な研究として日本の現状を「感情の商品化」というキーワードを中心に、両性平等、風俗業、奢侈、自殺、サブカルチャーなどを多様な方法論を用いて研究発表している。日本文化経済学科、文化社会学会、東亜細亜文化学会、韓国東洋社会思想学会などで活動中。

## 小川 富之 (おがわ とみゆき)



福岡大学法科大学院 教授  
家族法を中心に、子ども、福祉、医療および環境等に関する法律問題を研究領域としている。外国(身分関係)法制研究会を創設し、諸外国の身分関係法制について調査・研究し、成果を公表するとともに、法務省や外務省の要請に応じて外国の身分関係法制についての調査、必要な情報提供等を行ってきた。  
国際的には、アジア太平洋法律協会・家族法部会会長、新・アジア家族法三国(日本・韓国・台湾)会議 コーディネーター等を、日本国内では、日本家族(社会と法)学会理事等を歴任。

### 会場までのアクセス

※会場へのアクセスには、公共交通機関をご利用ください。  
バスをご利用の方は、西鉄バス停「ソレイユホール・ムーブ前」で下車してください。

西小倉駅から  
徒歩約 15分、バス約 5分  
小倉駅からバス約 15分



### お申し込み

参加ご希望の方は、本申込書をファックス(093-583-5195)でお送りいただくか、電話(093-583-3434)もしくはEmail(research@kfaw.or.jp)にて、お申し込みください。

(フリガナ) お名前	ご住所	電話番号

※託児をご希望の方は9月21日(金)までに電話(093-583-3434)でお申し込みください。対象は6カ月から就学前の小児で1人500円が必要です。